

ID: 1965

担当部署: こどもみらい課

<b>処分の概要</b>	家庭支援事業による支援提供の措置の解除		
<b>法令名 根拠条項</b>	児童福祉法 第21条の18第2項		
<b>法令番号</b>	昭和22年法律第164号		
<b>【基準】</b>	<p>法第21条の18の規定による。</p> <p>第21条の18 市町村は、第10条第1項第4号に規定する計画が作成された者、第26条第1項第8号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業(以下この条において「家庭支援事業」という。)の提供が必要であると認められる者について、当該者に必要な家庭支援事業(当該市町村が実施するものに限る。)の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、当該者について、家庭支援事業による支援を提供することができる。</p>		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日